

会議録

名称	令和5年度 第4回 中央区建築審査会
開催日時 場所	12月21日(木) 午前10時30分から正午まで 中央区役所 本庁舎8階 第5会議室
出席者の氏名	委員 水庭武宣会長、中島俊明委員、岩島秀樹委員、大江秀敏委員、関葉子委員
	幹事 川島幹事(都市計画課長)、芳賀幹事(建築課長)
	書記 松本書記(庶務係長)、青柳書記(都市計画係長)
	1 開会 2 議題審議 (1) 第20号議案 (仮称)晴海五丁目②(上) 停留施設に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可(道路内の建築許可) (2) 第21号議案 (仮称)晴海五丁目②(下) 停留施設に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可(道路内の建築許可) (3) 第22号議案 晴海交通広場①(四谷駅前方面) バス停留所上家新築工事に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可(道路内の建築許可) (4) 第23号議案 晴海交通広場②(東京駅丸の内南口方面) バス停留所上家新築工事に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可(道路内の建築許可) (5) 第24号議案 銀座四丁目3(とうきょうスカイツリー駅前方面) バス停留所上家新築工事に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可(道路内の建築許可) (6) 第25号議案 銀座四丁目4(有明ビッグサイト方面) バス停留所上家新築工事に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可(道路内の建築許可) (7) 第26号議案 (仮称)防災区民組織用防災資器材倉庫新築工事(中央区立左衛門橋南東児童遊園内)に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可(道路内の建築許可) (8) その他審議事項 建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可に係る同意に関する基準について 3 閉会
審議の経過	別紙のとおり

1 開会

会長から、令和5年度第4回中央区建築審査会の開会が宣言された。

2 議題

(1) 第20号議案から第21号議案

「(仮称)晴海五丁目(上)停留施設に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可(道路内の建築許可)、(仮称)晴海五丁目(下)停留施設に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可(道路内の建築許可)」の2件について、東京BRT停留施設上家新築工事に係るものであることから、まとめて審議を行うこととし、会長が事務局に対して説明を求めた。

幹事(建築課長)から、第20号議案から第21号議案の資料に基づき、申請の概要、審査意見について説明がなされた。

建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可に対し、同意するか否かについて委員が審議を行った。

(主な意見の内容)

- ・ 既存の停留所なのか。

BRTの停留所で新設するものである。計画地の周辺街区は選手村だったものを一般住宅として活用しており、都営バスやBRTの輸送機関を調整しているところである。

- ・ 屋根幅の寸法の取り方はどのような考え方なのか。許可基準で歩道幅員の1/2以下としている理由は何か。

許可基準は、屋根の下にバス待ちの方が滞留することを踏まえて屋根と支柱との距離は含めず屋根幅の寸法で取っている。また、歩行者の通行の妨げにならないように屋根幅を歩道幅員の1/2以下としており、通行の妨げになっていないことを確認している。

会長が採決を行い、委員全員の賛成により、本件について同意することとした。

(2) 第22号議案から第25号議案

「晴海交通広場(四谷駅前方面)バス停留所上家新築工事に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可(道路内の建築許可)、晴海交通広場(東京駅丸の内南口方面)バス停留所上家新築工事に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可(道路内の建築許可)、銀座四丁目3(とうきょうスカイツリー駅前方面)バス停留所

上家新築工事に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）、銀座四丁目4（有明ビッグサイト方面）バス停留所上家新築工事に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）について、4件すべてが都営バス停留所上家新築工事に係るものであることから、まとめて審議を行うこととし、会長が事務局に対して説明を求めた。

幹事（建築課長）から、第22号議案から第25号議案の資料に基づき、申請の概要、審査意見について説明がなされた。

建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可に対し、同意するか否かについて委員が審議を行った。

（主な意見の内容）

- ・ 第22号議案、第23号議案で、バス停の位置が動いた理由は何か。
施工上、基礎に支障のある地下の埋設物がでてきた。工事が始まって障害物がでてきたため、現在は工事を中断している。
- ・ 第24号議案、第25号議案で、元々あるバスの系統を分散したのか。
銀座四丁目の三越前にバス停が集中しており、歩道が混雑して通行しにくいいため、新たに2つのバス停を設置し、分散させるものと聞いている。
- ・ 上家について、強風についての安全性は区で確認しているのか。
図書として提出は求めているが、設計者に確認するように指導している。
会長が採決を行い、委員全員の賛成により、本件について同意することとした。

（3）第26号議案

「（仮称）防災区民組織用防災資器材倉庫新築工事（中央区立左衛門橋南東児童遊園内）に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）」について、会長が事務局に対して説明を求めた。

幹事（建築課長）から、第26号議案の資料に基づき、申請の概要、審査意見について説明がなされた。

建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可に対し、同意するか否かについて委員が審議を行った。

（主な意見の内容）

- ・ 特になし
会長が採決を行い、委員全員の賛成により、本件について同意することとした。

（5）その他審議事項

「建築基準法第44条第1項第2項に基づく許可に係る同意に関する基準について」の審議にあたり会長が事務局に対し説明を求めた。

幹事（都市計画課長及び建築課長）から、継続して審議する事項として、資料に基づき説明がなされた。

審議事項に対し、委員が審議を行った。

(主な意見の内容)

- ・ 建築審査会への報告について
- ・ 文書開催のあり方について
- ・ 基準の定め方について

意見を踏まえ、継続して審議することとした。